

一般財団法人 特別支援教育士資格認定協会  
特別支援教育士資格認定規程（2017年4月1日改定）

改定	現行
改定：2017年4月1日	最近改定：2016年4月1日
<p>第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及びS.E.N.Sの会費を納入し、資格の登録手続きを行うことが必要である。</p> <p>2 S.E.N.Sの登録に関する費用は、登録料（5年間分）：20,000円、S.E.N.Sの会費（5年間分）：10,000円、計：30,000円とする。</p> <p>3 S.E.N.S-SVの登録に関する費用は、登録料（5年間分）：30,000円、S.E.N.Sの会費（5年間分）：10,000円、計：40,000円とする。 <u>ただし、納入済みのS.E.N.Sの会費に未経過年度分がある場合は、未経過1年度につき2,000円を差し引いた額とする。</u></p> <p>第16条 S.E.N.S-SV 資格申請者は、次のすべての条件を満たす者とする。 （中略）</p> <p>なお、S.E.N.S-SV の資格認定は、次の2つのタイプにより行われる。</p> <p>A タイプ：S.E.N.S の資格取得後2年以上が経過した者の中から、S.E.N.S-SV として適切な者を、本人の自己申請に基づいて審査し、資格を認定する。</p> <p>B タイプ：LD・ADHD 等に関する研究、指導実践に優れ、各地域でLD・ADHD 等に関する支援活動の中心的役割を担っている者を、一般社団法人日本 LD 学会並びに本協会役員の推薦に基づいて選出し、審査の上、資格を認定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1. 本規程は、2009年4月1日より施行する。</p> <p>2. 本規程第7条にいう、S.E.N.S 資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p>	<p>第8条 資格認定審査に合格した者は、所定の期日までに登録料及びS.E.N.Sの会費を納入し、資格の登録手続きを行うことが必要である。</p> <p>2 S.E.N.Sの登録に関する費用は、登録料（5年間分）：20,000円、S.E.N.Sの会費（5年間分）：10,000円、計：30,000円とする。</p> <p>3 S.E.N.S-SVの登録に関する費用は、登録料（5年間分）：30,000円、S.E.N.Sの会費（5年間分）：10,000円、計：40,000円とする。</p> <p>第16条 S.E.N.S-SV 資格申請者は、次のすべての条件を満たす者とする。 （中略）</p> <p>なお、S.E.N.S-SV の資格認定は、次の2つのタイプにより行われる。</p> <p>A タイプ：S.E.N.S の資格取得後2年以上が経過した者の中から、S.E.N.S-SV として適切な者を、本人の自己申請に基づいて審査し、資格を認定する。</p> <p>B タイプ：LD・ADHD 等に関する研究、指導実践に優れ、各地域でLD・ADHD 等に関する支援活動の中心的役割を担っている者を、一般社団法人日本 LD 学会役員の推薦に基づいて選出し、審査の上、資格を認定する。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1. 本規程は、2009年4月1日より施行する。</p> <p>2. 本規程第7条にいう、S.E.N.S 資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>①資格認定申請書 (様式 1)</li> <li>②履歴書 (様式 2)</li> <li>③在職証明書 (もしくは指導証明書) (様式 3)</li> <li>④ポイント取得記録票 (様式 4)</li> <li>⑤LD・ADHD 等に関する指導実践歴 (様式 5)</li> <li>⑥LD・ADHD 等に関する研修会講師歴 (様式 6)</li> <li>⑦LD・ADHD 等に関する研究業績 (様式 7)</li> <li>⑧写真票 (様式 8)</li> <li>⑨提出書類一覧表 (様式 9)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①資格認定申請書 (様式 1)</li> <li>②履歴書 (様式 2)</li> <li>③在職証明書 (もしくは指導証明書) (様式 3)</li> <li>④ポイント取得記録票 (様式 4)</li> <li>⑤LD・ADHD 等に関する指導実践歴 (様式 5)</li> <li>⑥LD・ADHD 等に関する研修会講師歴 (様式 6)</li> <li>⑦LD・ADHD 等に関する研究業績 (様式 7)</li> <li>⑧申請書受付票・写真票 (様式 8)</li> <li>⑨提出書類一覧表 (様式 9)</li> </ul>
<p>3. 本規程第 7 条にいう、S.E.N.S-SV 資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資格認定申請書 (様式 1)</li> <li>②履歴書 (様式 2)</li> <li>③在職証明書 (様式 3)</li> <li>④LD・ADHD 等に関する専門的活動歴 (様式 4)</li> <li>⑤LD・ADHD 等に関する指導実践歴 (様式 5)</li> <li>⑥LD・ADHD 等に関する研修会講師歴 (様式 6)</li> <li>⑦LD・ADHD 等に関する研究業績 (様式 7)</li> <li>⑧担当科目アンケート (様式 8)</li> <li>⑨写真票 (様式 9)</li> <li>⑩提出書類一覧表 (様式 10)</li> </ul>	<p>3. 本規程第 7 条にいう、S.E.N.S-SV 資格申請に必要な書類は次の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①資格認定申請書 (様式 1)</li> <li>②履歴書 (様式 2)</li> <li>③在職証明書 (様式 3)</li> <li>④LD・ADHD 等に関する専門的活動歴 (様式 4)</li> <li>⑤LD・ADHD 等に関する指導実践歴 (様式 5)</li> <li>⑥LD・ADHD 等に関する研修会講師歴 (様式 6)</li> <li>⑦LD・ADHD 等に関する研究業績 (様式 7)</li> <li>⑧担当科目アンケート (様式 8)</li> <li>⑨申請書受付票・写真票 (様式 9)</li> <li>⑩提出書類一覧表 (様式 10)</li> </ul>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(附則 10 削除)</p>	<p>10. 一般社団法人日本 LD 学会の正会員でない者のうち、下記 5 学会の正会員で、2015 年 3 月 31 日現在、S.E.N.S 養成セミナーへの受講登録を完了している者は、第 4 条の 2 にかかわらず 2017 年 3 月 31 日までその登録を保持できるものとする。</p> <p>日本教育心理学会、日本学校教育相談学会、 日本カウンセリング学会、日本学校心理学会、 日本発達障害学会</p>

(附則 11 削除)

10. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。

11. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。

12. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。

13. 本規程は、2017 年 4 月 1 日に一部改定する。

11. 一般社団法人日本 LD 学会の正会員でない者のうち、下記 5 学会の正会員で、S.E.N.S 資格の登録を完了している者は、第 15 条の 1 にかかわらず 2017 年 3 月 31 日までその登録を保持できるものとする。  
日本教育心理学会、日本学校教育相談学会、  
日本カウンセリング学会、日本学校心理学会、  
日本発達障害学会

12. 本規程は、2011 年 11 月 6 日に一部改定する。

13. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定する。

14. 本規程は、2016 年 4 月 1 日に一部改定する。